

# 富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金【概要】

## 1. 目的

地域活動の拠点である町内会館において、LED 照明の更新を行うまたは行った町内会に対し、LED 改修等の経費の一部を補助することにより、町内会館維持管理に対する支援を行うとともに、脱炭素化を図ることで、富谷市の目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた一助とする。

## 2. 補助対象団体

市内町内会

熊谷、町上、町中、町下、一ノ関、三ノ関、太子堂、原、大童、大亀、石積、ひより台一丁目  
ひより台二丁目、富ヶ丘南部、富ヶ丘北部、あけの平一丁目、あけの平二丁目、あけの平三丁目  
大清水一丁目、大清水二丁目、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、杜乃橋一丁目  
東向陽台第一、東向陽台第三丁目、東向陽台サニタツ、明石台第一、明石台第二、明石台第三  
明石台第五、明石台第六、明石台第七、上桜木、成田第一、成田第二、成田第三  
※ 新築や建替え時に、LED 化が完了している町内会を除く

## 3. 補助対象期間

令和 8 年度から令和 12 年度末まで（5 年間）

※ 富谷市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標に基づく

## 4. 要件

- (1) 町内会館であること
- (2) 総会の議決など、町内会の意思決定があること
- (3) 交付決定以降に、契約、発注を行っていること
- (4) 各町内会、補助対象期間内 1 回のみの交付とする

## 5. 補助対象事業

町内会館の LED 改修等の補助金を交付するもの。

※ 【別紙 1】 参照

## 6. 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費、既存設備の処分等に関する経費

## 7. 補助率および補助上限額

補助対象事業	補助率	補助上限額
LED 改修	定額	40 万円 ※ 当該額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額
省エネ機器購入		
ソーラーパネル、ポータブル蓄電池購入		

例) LED 改修費用 60 万円の場合 → 補助金交付額 40 万円  
LED 改修費用 30 万円の場合 → 補助金交付額 30 万円

## 8. 対象事業実施方法および申請等の流れ（令和8年度申請の場合）

下記(1)、(2)どちらの方法の場合でも、補助金の交付対象となります。

### (1) 町内会で業者選定、契約、施工、購入を行う場合

申請団体（町内会）	市担当課	備考
①町内会での意思決定、業者選定		
②補助金申請書・見積書の提出		令和8年9月末まで
	③交付額決定（内示）	提出から2ヶ月以内
④業者との契約締結、施工		
⑤整備完了報告書の提出		令和9年3月末まで
	⑥補助金の交付	
⑦業者へ支払		

### (2) 町内会の依頼により市が見積合わせ(※2)を代行し、町内会で契約・施工を行う場合（LED照明改修に限る）

申請団体（町内会）	市担当課	備考
①希望調書の提出		令和8年5月末まで
	②現場確認・参考見積作成	令和8年7月末まで
③参考見積により町内会で実施の検討 ④見積合わせ依頼申請書を提出		令和8年9月末まで
	⑤申請により、数社を選定し見積合わせを実施	
⑥決定した金額により、補助金申請書類等を提出		令和8年11月末まで
	⑦交付額決定（内示）	
⑧決定業者との契約締結、施工		
⑨整備完了報告書の提出		令和9年3月末まで
	⑩補助金の交付	
⑪業者へ支払		

◆ 各手続きについては、市民協働課窓口にて持参、Eメール、郵送にて受付

※申請等の流れについては今後変更となる場合があります。

※2 『見積合わせ』とは

複数の業者に、同じ内容の仕様書を示して見積書の提出を依頼し、価格を比較して最も適切な業者を選定する契約方法です。

## 5-1. 補助対象事業

・町内会の予算による LED 照明の改修を実施しておらず、今後町内会館の LED 照明改修が必要な町内会

《対象》 熊谷、町上、町中、町下、一ノ関、三ノ関、太子堂、原、大童、大亀、石積  
ひより台一丁目、富ヶ丘北部、大清水一丁目、大清水二丁目、日吉台三丁目  
杜乃橋一丁目、東向陽台第一、東向陽台三丁目、東向陽台サニハイツ、明石台第三  
明石台第六、明石台第七、上桜木、成田第一、成田第二、成田第三

## ○ LED照明改修

天井や壁面等に設置する LED 照明器具、および LED ランプの交換

※ 卓上照明器具は対象外

## 5-2. 補助対象事業

・町内会の予算により、令和 7 年度以前に LED 照明の一部または全部の改修を実施した町内会

《対象》 ひより台二丁目、富ヶ丘南部、あけの平一丁目、あけの平二丁目、あけの平三丁目  
日吉台一丁目、日吉台二丁目、明石台第一、明石台第二、明石台第五

(1)、(2)、(3)のいずれか、または組み合わせた申請を可能とする。

## (1) LED照明改修

天井や壁面等に設置する LED 照明器具、および LED ランプの交換

※ 卓上照明器具は対象外

## (2) 省エネ型機器(資源エネルギー庁の定めるトップランナー制度(※1)の省エネ基準達成率 100%以上のもの) 購入

対象機器			
・エアコン	・テレビ	・電子レンジ	・炊飯器
・電気冷蔵庫	・電気冷凍庫	・ストーブ	・電気便座
・パソコン	・プリンター		
・複写機(コピー機)		・DVDレコーダー	
・複合機(コピー、プリンター、スキャナー、FAXなどを集約したもの)			

## (3) ソーラーパネル、ポータブル蓄電池購入

※1 「トップランナー制度」

経済産業省 資源エネルギー庁の定める新たな省エネ基準を設定する仕組みです。省エネ法に基づいて 1997 年に導入され、エネルギー消費効率が最も優れた機器(トップランナー)を基準として、他の機器のエネルギー効率を向上させることを目的としています。対象となる機器の製造者や輸入者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めています。